

公益財団法人東電記念財団

平成 28 年度 奨学金給付 募集要項

1. 給付の趣旨

公益財団法人東電記念財団は、我が国の産業の発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、電気・エネルギー分野の研究への助成、およびこの分野の国際技術交流援助、また、同分野における産業技術を発展させる意欲を持った大学院学生への奨学金給付を行っております。

このうち「奨学金給付事業」は、電気・エネルギー分野の学術・産業を担う優秀な人材育成に資するために、大学院博士後期課程の学生に奨学金を給付するものです。

このために広く公募を行い、厳正な審査・選考を行いますので、意欲的な学生の皆さまの応募をお待ちしております。

募 集 概 要	
給 付 額	月額 5 万円（4 半期毎に給付・返還の義務なし）
給 付 期 間	平成 29 年 4 月より正規の最短修業年限修了時まで
募 集 人 数	3 名程度
申込締切日	平成 28 年 6 月 30 日（木）24:00（WEB 応募）
決 定 時 期	平成 29 年 3 月決定（平成 28 年 8 月頃内定予定）
初年度給付開始時期	平成 29 年 4 月予定の贈呈式以降

2. 申込資格および条件

電気・エネルギーに関わる科学技術が広範な分野に亘っていることなどに鑑み、現在の専攻分野や所属研究科等に制限は設けませんが、以下の条件を満たす方を対象といたします。

- (1) 平成 29 年度に日本国内の大学の博士後期課程への進学を希望するもの、または現在博士後期課程 1 年もしくは 2 年に在籍するもの。
- (2) 平成 29 年 4 月 1 日時点で、28 才未満であること。
- (3) 小論文（6,400 字以内）を提出すること。
- (4) 学業成績・人物ともに優秀であり、心身ともに健康で、指導教官等の推薦を受けられるもの。
- (5) 国内の大学の博士前期・後期課程に在籍しているものであれば、国籍は問いませんが、申し込は全て本人が日本語で申し込むこと。

- (6) 受給途中で留学する場合は、その期間分の支給はいたしません。
- (7) 現在、当財団の助成を受けていない方。
- (8) 本年度、当財団の他の募集に応募していない方。(同一年度内に当財団の他の募集との併願はできません。)

なお、申込資格を満たしていれば、過去に応募された方の再応募は可能です。

3. 推薦

指導教官による推薦が必要です。推薦者は自筆による署名、捺印をお願いいたします。

なお、推薦状も審査の対象となります。

4. 小論文趣旨および題目

- (1) 小論文の趣旨は、「自らの勉学・研究経験をもとに、博士後期課程進学後の研究計画（博士課程在籍者は現在の研究状況）、およびその将来の発展についてのビジョン、更には自分がどう社会の発展に関わるかの所信を述べること」とします。
- (2) (1)の趣旨に沿っていれば、題目は自由とします。

5. 給付内容、取り扱いについて

- (1) 給付金額は、月額5万円（年4回の分割払い、本人口座へ振込）です。
- (2) 返還の義務はありません。
- (3) 給付開始時期は平成29年4月以降で、給付期間は給付開始から正規の最短修業年限（最長3年）までとします。
- (4) 給付開始以降留学される場合は、原則としてその期間の給付を停止いたします。但し、帰国後申請があれば、修業年限までの給付再開は可能です。
- (5) 日本学生支援機構等公的な奨学金との併給は可能です。ただし、奨学金受給中に新たに他の企業奨学金や条件付き奨学金（採用元の条件に「他奨学金との併給不可」がある）などに採用された場合は、その時点で当財団の奨学生資格を辞退していただきます。
- (6) 学業不振や、心身の健康上の関係で就学に耐えない状態になった時は、給付を停止します。
- (7) 次の場合は、既に支払った奨学金の全額または一部の返還を求めることがあります。
 - ① 虚偽の申告により奨学生に採用されたことが判明した場合。
 - ② 奨学金の打ち切りに関連する届出を怠り、給付を受け続けた場合。

6. 募集人数

3名程度

7. 申込方法

ホームページ (<http://www.tmf-zaidan.or.jp/>) から研究者 ID を取得し、ログイン後は画面の指示に従って手続きしてください。(過去に ID を取得されたことがある方は、そちらをご利用ください。)

8. 申込締切日

平成 28 年 6 月 30 日（木）24:00

9. 審査方法と結果通知

審査は、審査委員会において厳正に審査を行い、採否結果を平成 29 年 3 月までに申込者本人に通知いたします。

ただし、応募者の進路を考慮する意味で、平成 28 年 8 月下旬（予定）には、内定の通知をいたします。

また、正式決定後には、大学事務局にも通知いたします。採択者には、保証人連署のうえ誓約書を提出していただきます。

10. 受給者の責務

- (1) 奨学金受給中は、財団の求めに応じて学業成績証明書、修学状況等を報告していただきます。（報告は年 2 回、報告がない場合には支給を停止することがあります。）
- (2) 博士課程での研究成果は当財団のホームページで公開することがあります。ただし、知的所有権の関係上、公開したくない部分については、申し出に応じて取り扱いを協議します。
- (3) 給付を受けられた方は、当財団が開催する報告会などに出席して頂けることを期待しています。
- (4) 本奨学金は、返済義務はなく学業修了後の進路は自由です。

11. 個人情報の取り扱いについて

応募書類から得た個人情報は、審査および事務局内統計資料作成・応募者本人および推薦者への連絡作業のみに使用いたします。

また、本人の同意なく、採択後情報公開（採択者名・題目・研究概要[本要項 10（2）参照]）目的以外に公表することはありません。

12. お問い合わせ先

事務局：	〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 12 階
電話番号：	03-3201-2659
E m a i l：	tmfinfo@tmf.tgn.ne.jp
U R L：	http://www.tmf-zaidan.or.jp/